

令和 7 年度 北陸地方整備局直轄事業の執行について

R7. 4. 18 記者レク時 配布資料

企画部

予算規模(北陸地方整備局関係)

(1) 令和7年度当初予算

北陸地方整備局配分事業費 3,854億円(対前年度1.00倍)

〔内訳〕

直 轄 : 1,705億円(対前年度1.02倍)

補助・交付金 : 2,150億円(対前年度0.98倍)

〔計数は四捨五入しているため端数において合計とは一致しないものがある〕

(2) 国庫債務負担行為(ゼロ国債※)

北陸地方整備局配分事業費 186億円

※ゼロ国債：令和7年度の支出はゼロであるが、年度内に契約発注が可能となる国庫債務負担行為

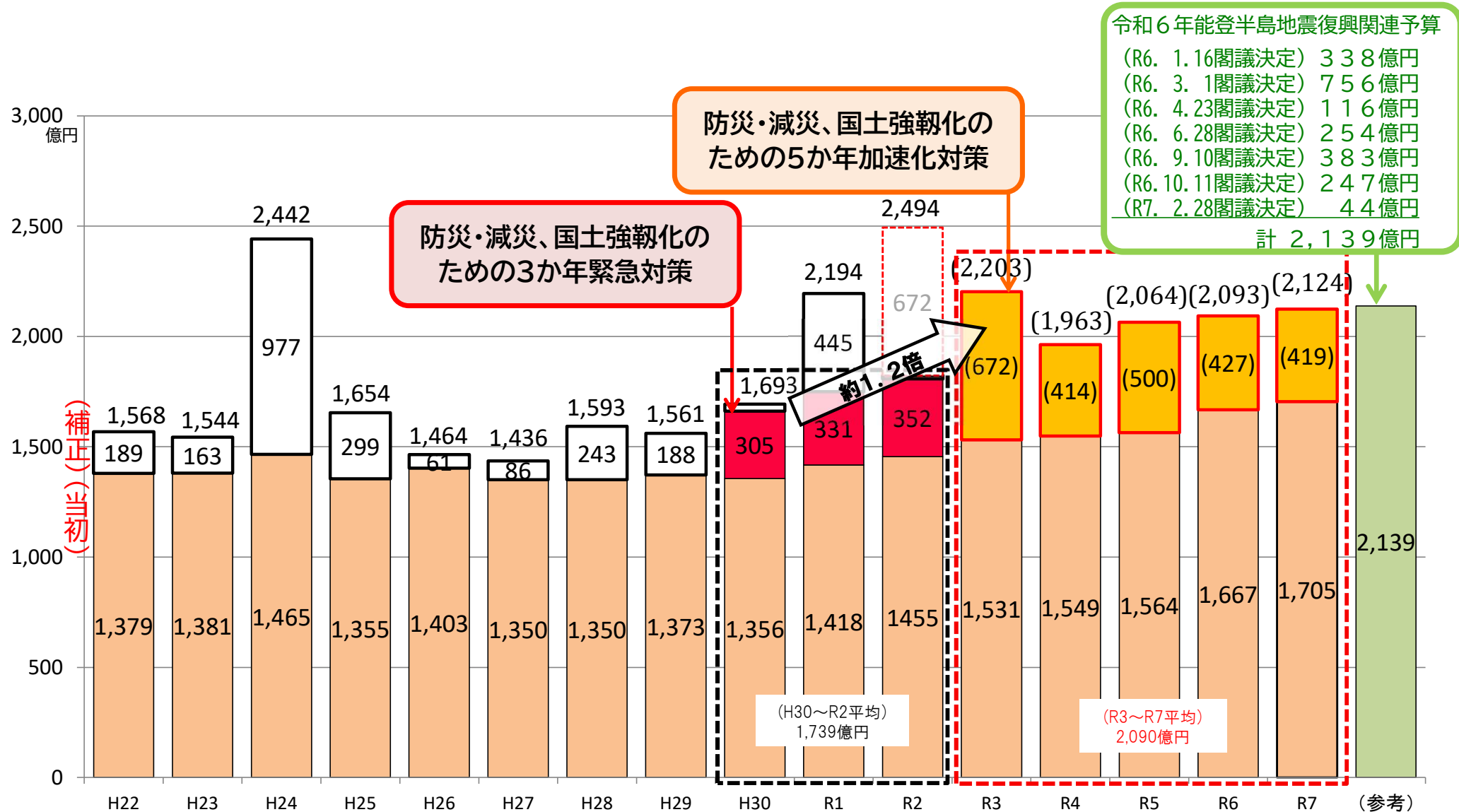
(3) 令和6年度補正予算 2,610億円

〔内訳〕

直 轄 : 1,012億円

補助・交付金 : 1,598億円

北陸地方整備局 直轄事業費の推移（当初予算・補正予算他）



※調整費、推進費及び災害関連を含まない、ただしR1補正は河川等大規模災害関連事業（再度災害防止改良復旧）を含む。
 ※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年度から5年目は、それぞれR2・R3・R4・R5・R6補正予算により措置。
 ※計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数においては合計とは一致しない場合がある。

【参考(直轄事業費のみ)】

防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策含めた年間予算(H30~R2平均) : 1,739億円

防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策含めた年間予算(R3~R7平均) : 2,090億円 (比較すると約1.2倍の執行予算が確保)

令和7年度 工事発注予定について

施工県	工種	等級	件数
新潟県	一般土木工事	B	4
		C	67
		小計	71
	アスファルト舗装工事	A	6
		B	2
		小計	8
	鋼橋上部工事		3
	プレストレスト・コンクリート工事		3
	維持修繕工事		47
	橋梁補修工事		14
	その他工事		34
合計			180

施工県	工種	等級	件数
石川県	一般土木工事	WTO	18
		B	15
		C	23
		小計	56
	アスファルト舗装工事	A	7
		B	2
		小計	9
	鋼橋上部工事		1
	プレストレスト・コンクリート工事		3
	維持修繕工事		10
	橋梁補修工事		5
	その他工事		13
合計			97

施工県	工種	等級	件数
長野県	一般土木工事	WTO	1
		B	5
		C	32
		小計	38
	維持修繕工事		5
	その他工事		4
合計			47

施工県	工種	等級	件数
富山県	一般土木工事	B	4
		C	41
		小計	45
	アスファルト舗装工事	A	6
		B	4
		小計	10
	プレストレスト・コンクリート工事		1
	維持修繕工事		20
	橋梁補修工事		1
	その他工事		14
合計			91

施工県	工種	等級	件数
山形県	一般土木工事	C	3
		小計	3
合計			3

施工県	工種	等級	件数
福島県	一般土木工事	C	2
		小計	2
	維持修繕工事		3
	その他工事		2
合計			7

施工県	工種	等級	件数
岐阜県	一般土木工事	C	3
		小計	3
	維持修繕工事		1
合計			4

※令和7年4月2日公表データに基づく。

北陸地域においては、

- ◆度重なり発生する地震
- ◆気候変動による豪雨、大雪

等の地域基盤リスクに確実に対応するための体制（インフラ、担い手）を
持続的に構築していくことが必要不可欠



次を念頭に
事業推進

【地域における対応力強化】

多様な地域基盤リスクに今後とも対応し続けるため、地域建設業の維持による対応力の強化

【次代担い手の確保・活躍】

処遇の改善や働き方改革・環境の整備により、女性や若手技術者が活躍できる体制を構築

【「自治体実績評価型」総合評価落札方式とは】

- 入札参加者が少ないことから、競争性を高め、一層の品質確保・向上を図るため、地方自治体の工事成績評定点や優良工事表彰を評価する試行工事。
- 国の工事实績を持たない企業においては、県の工事成績を評価。
- 比較的入札参加者の少ない一般土木Cランク工事において適用。

○試行対象工事（下記のいずれかの要件の場合）

- ① かつて直轄管理区域がなかった地域で、国の工事实績を有する企業が限定されることから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ② 工事の入札参加者が少ないことから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ③ その他、災害関連の工事や競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

○評価手法

- 自治体の工事成績及び優良工事表彰において評価加点を行う。【継続】
- さらに、競争性確保を向上させるため、「自治体実績評価型」総合評価落札方式を実施する場合、地域貢献度を評価対象外とすることができる。

【継続】

評価内容

R7自治体実績評価型 発注予定リスト

事務所名	工事名
羽越河川国道事務所	R7・8国道7号春木山大沢川橋下部工事
新潟国道事務所	朝日温海道路 早稲田地区道路その1工事
信濃川下流河川事務所	横場新田地区河道掘削その13外工事 横場新田地区河道掘削その14外工事
信濃川河川事務所	大河津分水路掘削土処理（分水西部地区）その12工事
湯沢砂防事務所	高棚川溪流保全工その14工事
高田河川国道事務所	R7・8直江津BP 安江地区道路改良その3工事

評価項目		施工能力評価型I型標準	自治体実績活用型※③
企業の施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	国 工事成績(平均点4カ年) 又は 県 工事成績(4カ年2工事平均)	-	6
	国 工事成績(平均点4カ年)	3	-
	国 成績優秀企業	1	-
	国又は県 優良工事表彰の有無(過去2カ年)	-	4
	国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2カ年)	-	-
	国 優良工事表彰の有無(過去2カ年)	4	-
	国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2カ年)	-	-
	国 生産性向上技術活用表彰の有無(過去1カ年)	2	-
	国 ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1カ年)	-	-
	優良下請け表彰企業の活用	1※①	1※①
	登録基幹技能者の配置	1※①	1※①
配置予定技術者の施工能力等	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1※①	1※①
	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害対応度	3	3※②
	同種工事の施工経験と立場	8	8
	国又は県 工事成績(6カ年)	8	8
施工計画(設定テーマ)	優良工事技術者表彰の有無(過去2カ年)	局長:3 事務所長:1	局長、知事:3 事務所長、出先機関の長:1
	継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	1	1
合 計		50	50

注:評価項目及び配点は対象工事によって異なるので、各工事の入札説明書等で確認のこと

※①:対象工事のみ加算

※②:競争性を高めるために自治体実績評価型総合評価落札方式を適用した場合に限り、地域貢献度(3点)を評価対象外とすることができる。その場合、企業の施工能力等の加算点合計が20点満点にならないので留意。

※③:対象自治体の優良工事表彰制度によって、評価項目や配点等を見直している。

- 当該年度の手持ちの工事量を評価することで、**受注機会の拡大を促す方式**。
- 企業の能力等における優良工事表彰等の固有企業に与えられる加点を、手持ち工事量の評価に代えることにより受注機会の拡大を促し、受注機会が得られないことにより**表彰を受ける機会が得られない課題の解決**をはかる。

本方式の評価イメージ

- ・企業の施工能力等の評価項目のうち、「優良工事表彰、安全管理優良受注社表彰」及び「生産性向上技術活用表彰、ICT人材育成推進企業認定」の加算点を、企業の「手持ち工事量」に置き換える。
- ・配置予定技術者の施工能力等については、変更しない。

(施工能力評価Ⅰ型)

企業の 能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点
	...	...
	優良工事等表彰等	4点
	生産性向上表彰等	2点
	...	...
地域貢献度		3点
技術者の 能力等	施工実績	8点
	工事成績	8点
	...	...
	...	...
施工計画		10点

(受注機会促進型)

企業の 能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点
	...	...
	手持ち工事量	6点
	...	...
	...	...
地域貢献度		3点
技術者の 能力等	施工実績	8点
	工事成績	8点
	...	...
	...	...
施工計画		10点

受注機会の拡大を促す

受注機会促進型の試行案

- ・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型の分任官工事に適用可能とする。
- ・対象工種は、一般土木工事とする。
- ・手持ち工事量の対象となる工事は、公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事とする。
- ・災害復旧工事等の随意契約をしている案件を除く。

手持ち工事量の評価（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	加算点
公告日において契約中の北陸地方整備局 発注の一般土木工事の受注件数を評価す る。	6件以上	0点
	3件以上～6件未満	3点
	3件未満	6点

- ・ 総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる複数工区の発注が同時期に予定されている場合、競争参加申込者が提出する技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることで、提出資料の簡素化し、受発注社の負担軽減を図る。
- ・ 発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与。
- ・ 適用にあたっては、技術提案評価型 S 型、施工能力評価型 I 型及び II 型において可能とする。

※ 配置予定技術者の複数名申請は認めない。

発注者

技術資料のスピーディーな審査・評価

競争参加資格要件等を共有化できる複数工事

A工事

B工事

C工事

希望する工事のみに
提出することも可

求める技術資料（技術提案又は施工計画を含む）は同じもの

技術資料作成に対する負担軽減

複数の工事を 1 度に技術資料を提出

受注希望者

複数名申請の試行

本官工事の一部は、契約手続き期間が長いことから、技術者不足の観点から複数名申請を可能とする。

【対象】

- ・ 技術提案評価型 S 型

- 業務の入札手続きにおいて、技術提案書の提出を求める業務では、原則として提出された技術提案書に基づき実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について、ヒアリングによる質疑応答を行い、技術提案の的確性・実現性を評価することとしている。
- この度、業務の入札手続きにおけるヒアリング実施の取り扱いを下記のとおり見直し、**受発注者双方の負担軽減の観点から、プロポーザル方式にて技術提案書の提出が1者である場合はヒアリングは実施しないこととする。**

○対象業務

原則、全ての土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務

契約型式	ヒアリングの実施	実施方法
総合評価(標準型)	<u>原則実施</u>	対面またはWEBにて実施
総合評価(簡易型)	<u>必要に応じて実施</u>	
総合評価(簡易特別型)	<u>省略する</u>	
プロポーザル方式	<u>原則実施</u> ※技術提案書の提出が1者である場合はヒアリングは実施しない。	

災害時及び災害復旧に係る入札手続きにおけるヒアリングの実施については、必要性を検討した上で、上記によらず、省略することも可能とする。

参加者の有無を確認する公募方式について（背景等）

<背景・課題>

○近年、業務発注において、1者応札が継続している案件が多く発生しており、1者応札の場合でも技術提案書等の作成・評価が必要となることから、受発注者において負担となっている。

○改正品確法第21条において、技術、設備又は体制等から受注者が極めて限られ、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる場合の入札方式について明記。

（改正品確法第21条）

発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。



<課題解決の方策> ※随意契約である「プロポーザル方式」で試行する。

○1者応札が継続している案件について、「参加者の有無を確認する公募手続き」を適切に活用し、受発注者双方の資料作成の負担軽減に加え、手続き期間の短縮を図るとともに、**履行期間の確保**を図る。

なお、実施にあたっては、改正品確法第21条の趣旨を踏まえて発注する土木関係コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務のうち、下記条件を満たす業務を対象とする。

- ①同一の内容について5回程度を目安で1者応札が継続している案件
- ②入札等参加資格要件が最大限緩和されている案件
- ③積算上最大限の対策が講じられている案件

※対象案件の事前審議、入札・契約手続運営委員会で審議

注)「参加者の有無を確認する公募手続き」は、「随契見直し計画(H18.6.13)」により、透明性・競争性を確保するため、発注者が特定した公益法人等以外の参加者の有無を確認するために導入された手続きであり、一定の条件の下で公平性・公正性を担保したうえで実施することが重要。

注)工事については、技術力または設備等を明示して他に参加者がいないか確認する必要がある案件について、「参加者の有無を確認する公募手続き」を実施している。

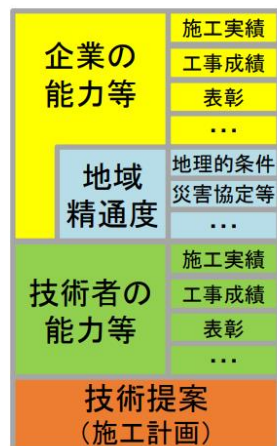
【適用対象・概要】

- ・競争参加者が少ないと想定される工事において、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し、企業的能力等のみで評価する方式
 - ・受注機会の拡大や事務負担軽減の効果による不調不落防止に期待
- ⇒ 不調不落の防止、発注事務軽減等を目的に難易度の低い工事において、一部試行を実施する。

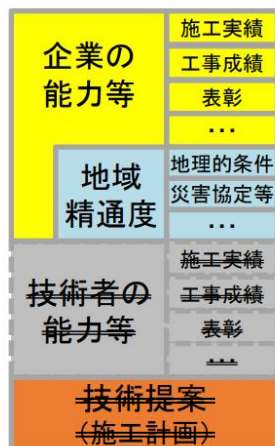
本方式の評価イメージ

- ・評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件を満たせば、参加資格を認める）
- ・「企業的能力等」の評価項目を最小限で設定。

（施工能力評価Ⅰ型）



（企業能力評価型）



「配置予定技術者の施工能力」を評価しないため
⇒ 受注機会の拡大、事務手続きの負担軽減

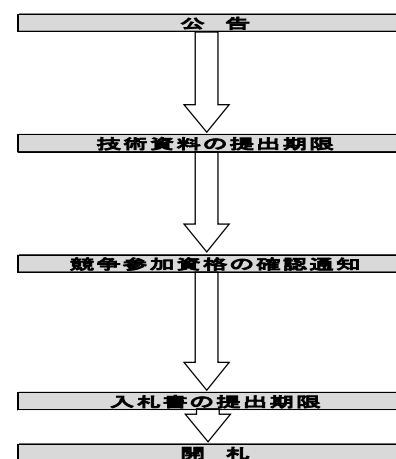
令和7年度の試行（案）

■評価配点（案）

評価項目		施工能力評価Ⅰ型 標準	企業能力評価型
企業 の 施 工 能 力 等	同種工事の施工実績	3	3
	工事成績（平均点4ヵ年）	3	3
	成績優秀企業	1	1
	優良工事表彰の有無（過去2ヵ年）	4	4
	安全管理優良受注者表彰の有無（過去2ヵ年）	2	2
	生産性向上技術活用表彰の有無（過去1ヵ年）	1	1
	ICT人材育成推進企業表彰の有無（過去1ヵ年）	1	1
	優良下請け表彰企業の活用	1	1
	登録基幹技能者の配置	1	1
	（地元企業活用）又は（若手・女性技術者配置）	1	1
施 工 能 力 等	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害対応度	3	3
	同種工事の施工経験と立場	8	—
	工事成績（6ヵ年）	8	—
	優良工事技術者表彰の有無（過去2ヵ年）	3	—
継続教育の取組（技術研鑽度評価含む）		1	—
施工計画（設定テーマ）		10	—
合 計		50	20

配置予定技術者の
評価を省略
（加算点合計50⇒20点）

■手続きフロー（案）



施工能力評価型	企業能力評価型
10日程度 以上	7日程度 以上
10日程度 以上	7日程度 以上
合計30日程度	合計20日程度

手続き期間を短縮可能
（日数計30⇒20日程度）

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部)に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)を、一般土木A等級及び建築工事A等級において、段階選抜方式を適用する総合評価落札方式にて加点評価する取組を実施。
- また、令和5年8月24日付け国土交通本省の通知を受け、令和6年1月から、一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の全ての工事に**対象拡大**。
- 令和6年4月からは、さらに**仕事と介護の両立を支援するため、介護休業制度を定めていること**を、評価することとする。
- また、**WTO対象工事**に限って、**地元(施工県)在住の監理(主任)技術者の配置**をもって、評価することとする。

①対象：WTO以外の一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の工事

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点

②対象：WTO対象の一般土木工事、及び建築工事

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業 ※①+②の最大2点を加 点	①次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点
	②配置予定技術者が、次の基準を満たしていること ・競争参加資格申請書の提出日以前に3カ月以上、〇〇県内に住所のある者。(契約後、引き続き工事完成まで、〇〇県内に居住すること。)	1点

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部)に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業等を、加点点評価する取組。
- 一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の全ての工事を対象に、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点点評価してきたところであるが、令和7年2月3日付け国土交通本省の通知を受け、全ての工種・等級に拡大する。

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	1点

- 一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の全ての工事を対象に、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点点評価については、下表のとおり継続する。

①対象：WTO以外の一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の工事

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点

②対象：WTO対象の一般土木工事、及び建築工事

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等推進企業 ※①+②の最大2点を加算	①次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点
	②配置予定技術者が、次の基準を満たしていること ・競争参加資格申請書の提出日以前に3カ月以上、〇〇県内に住所のある者。(契約後、引き続き工事完成まで、〇〇県内に居住すること。)	1点

専任指導者制度

- 若手技術者の更なる登用を促すため、配置要件は専任指導者とし、施工経験と立場を総合評価で加点
- 工事規模により、地域要件の広域・狭域が設定され、この設定に応じ、配置予定技術者の施工経験と立場を緩和

※専任指導者制度（試行）の経緯

H24.10 試行開始

H29.4 「専任指導者制度」に改称（補助者→指導者）

次代担い手（若手・女性技術者）活躍型

- 施工能力評価型Ⅰ型
- 担当技術者を配置する場合に総合評価で加点（資格・経験は不問。男性技術者は30歳以下）
- 工期の1/2以上配置

※若手及び女性技術者の育成を促す工事（試行）の経緯

H28.4 試行開始

【参考】

	発注件数（うち、制度利用件数）	
	次代担い手活躍型	専任指導者制度
R4	18件(11件)	233件(3件)
R5	1件(1件)	257件(5件)
R6	36件(11件)	179件(1件)

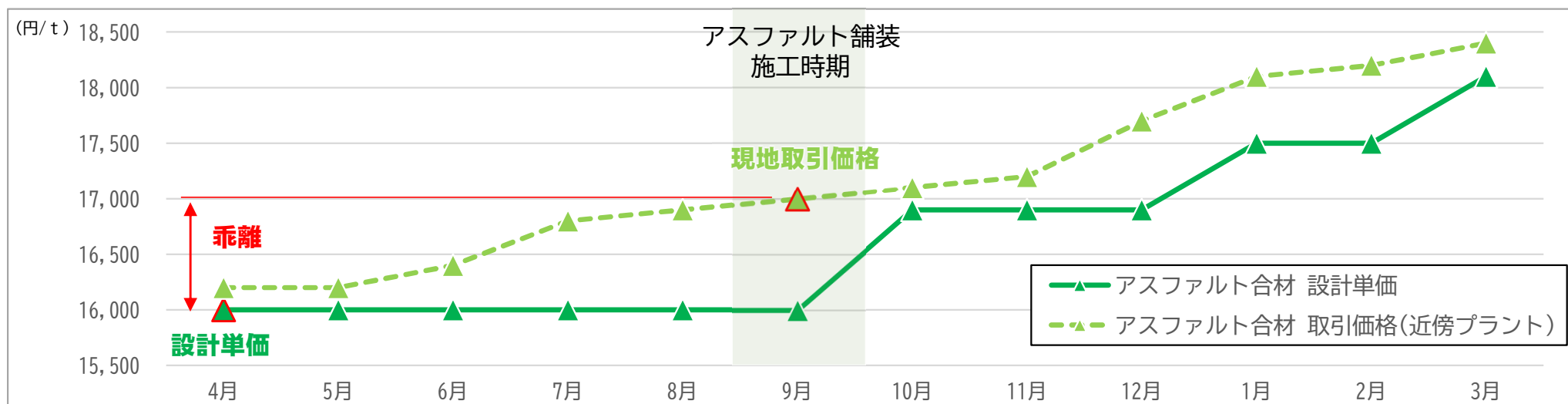
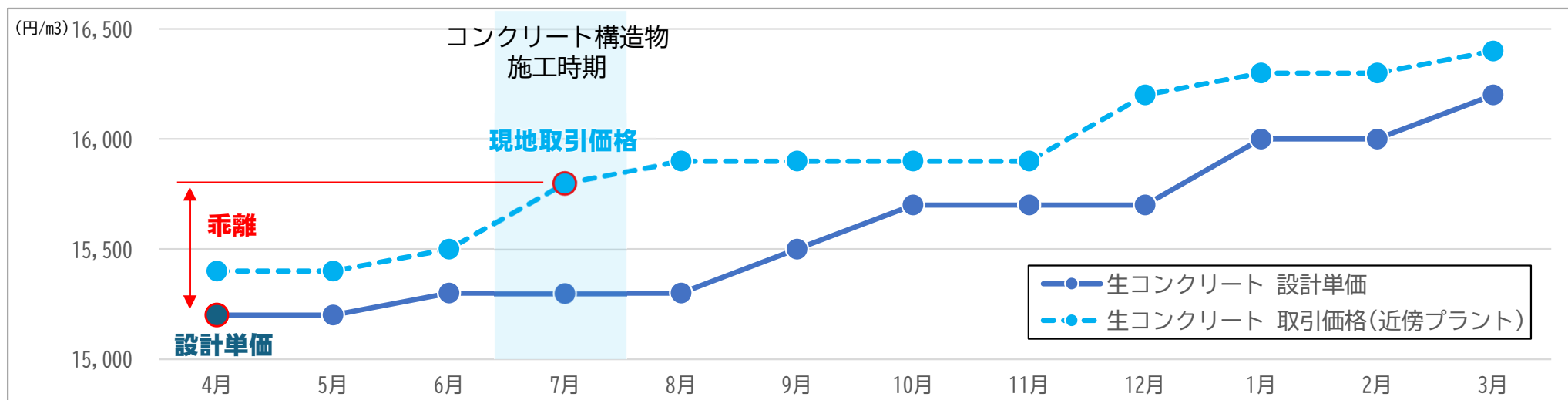
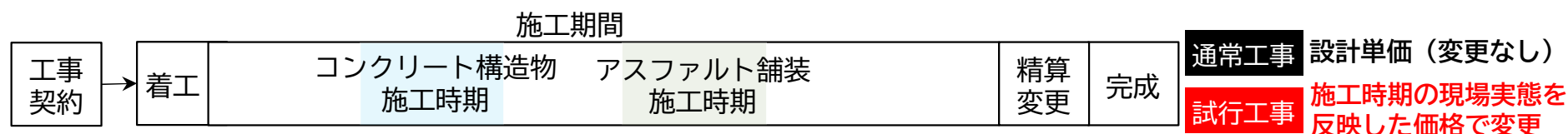
※R6は、2月集計までの速報値

入職～資格取得

配置技術者養成

技術者のスキルアップ（育成）

- 建設資材の価格変動に伴う、設計単価と現地取引価格の乖離実態を把握するため、一部工事において、必要に応じて現地取引価格による設計変更を可能とする試行を実施。



業務における受発注者が抱える様々な課題へ対応するためのキャッチフレーズ「業務平準化の新・五箇条」について、受発注者双方が理解し、適切に運用するために具体的なポイントを例示した「業務履行の平準化ガイド」を策定。

業務履行の平準化ガイド

～ 業務平準化の新・五箇条 ～

新・五箇条

Five Points

繰越も検討

適切な
進捗管理

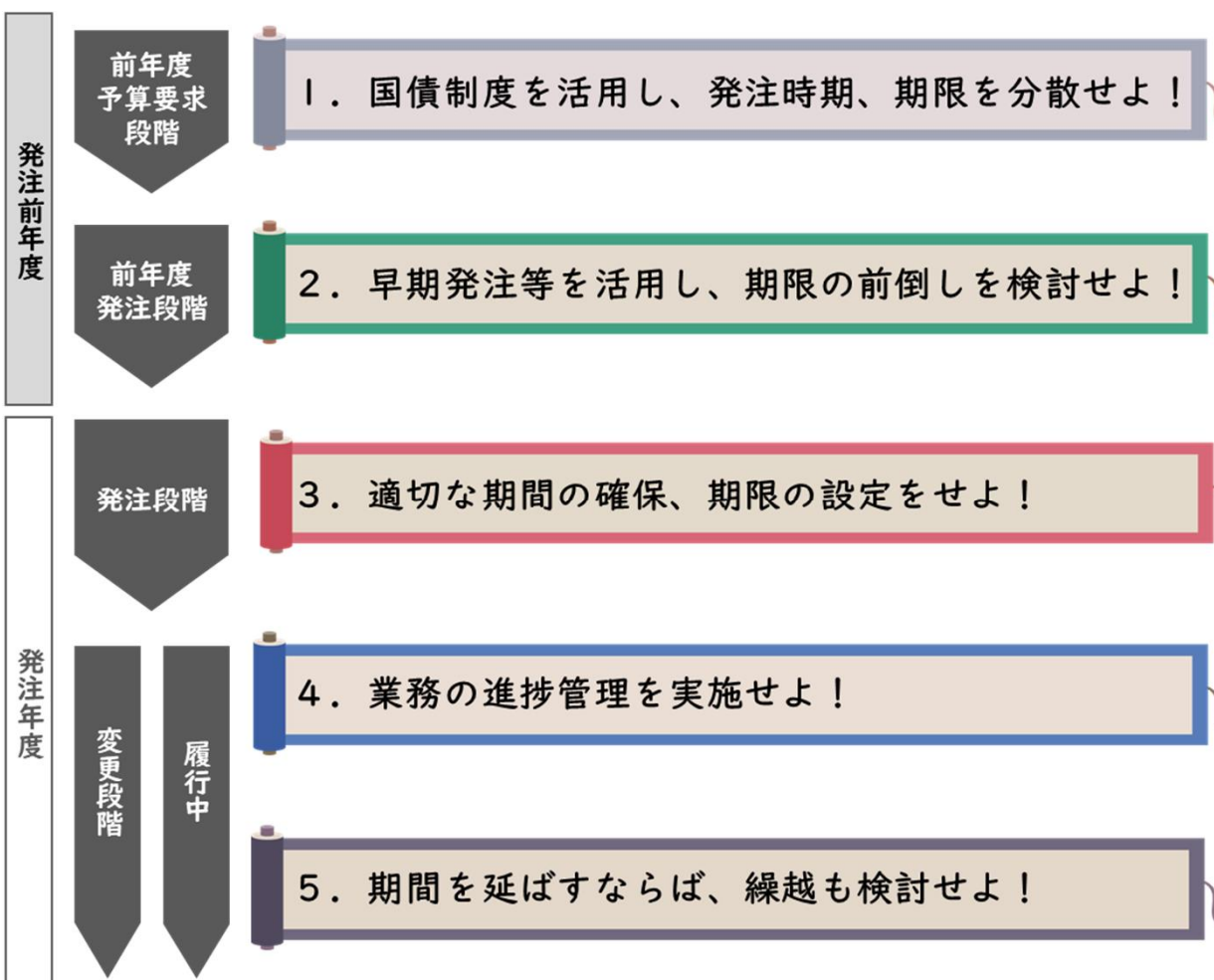
適切な
期間確保

期限前倒し

発注時期・
期限分散

令和7年2月
北陸地方整備局
企画部 技術管理課

業務平準化の新・五箇条



北陸ブロック発注者協議会における統一的な現場閉所「第8弾」の取組み

- 令和7年度も、年間を通じての取組みを実施。
- **毎週土曜日・日曜日**を「現場閉所の統一日」に設定。

※気象条件に左右される工事等は、柔軟な週休2日制度を推進。

北陸建設業界の担い手確保に向け
建設現場の「土日閉所」を推進します
(統一的な現場閉所「第8弾」)

毎週

土曜日・日曜日
「現場閉所の統一日」

+

柔軟な運用

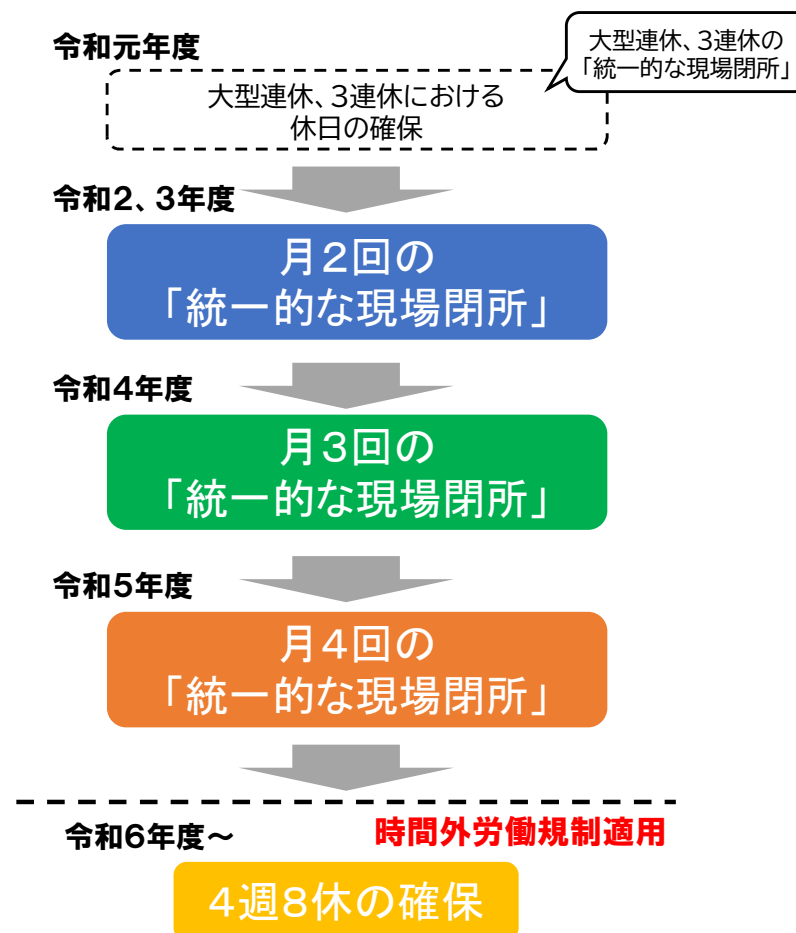
※ 現場条件・多様な働き方に対応する柔軟な週休2日制度の導入

新潟県、富山県、石川県内の
建設工事は土日閉所します

【北陸ブロック発注者協議会】
北陸地方整備局、北陸農政局、北陸信越運輸局、東京航空局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、
北陸財務局、金沢国税局、信越自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局
新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全80機関で統一実施

市役所等でもチラシ・ポスターを掲示し、民間工事へも周知を図る



- 令和7年度からは完全週休2日（土日閉所）、週単位週休2日（交代制）の補正係数を新設
- 特殊な気象条件等により施工日が制限され、完全週休2日（土日）の達成が困難な工事が存在
- 令和7年度から、施工日が気象条件に左右される工事等は柔軟な週休2日制度を推進

【R7年度の週休2日補正】

- 現場閉所：完全週休2日（土日現場閉所） ※R7新規
月単位週休2日現場閉所
- 交代制：週単位週休2日交代制 ※R7新規
月単位週休2日交代制

【R6年度の週休2日補正】

- 現場閉所：月単位週休2日現場閉所
通期週休2日現場閉所 ※R7廃止
- 交代制：月単位週休2日交代制
通期週休2日交代制 ※R7廃止



柔軟運用（現場閉所）のイメージ

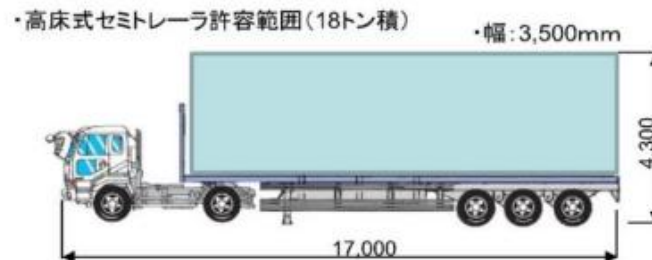
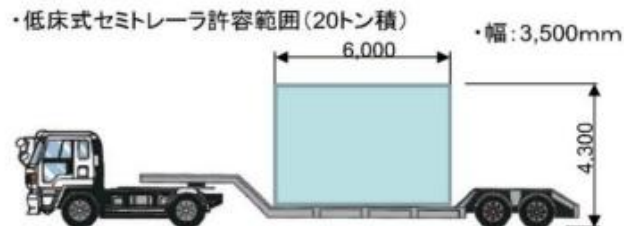
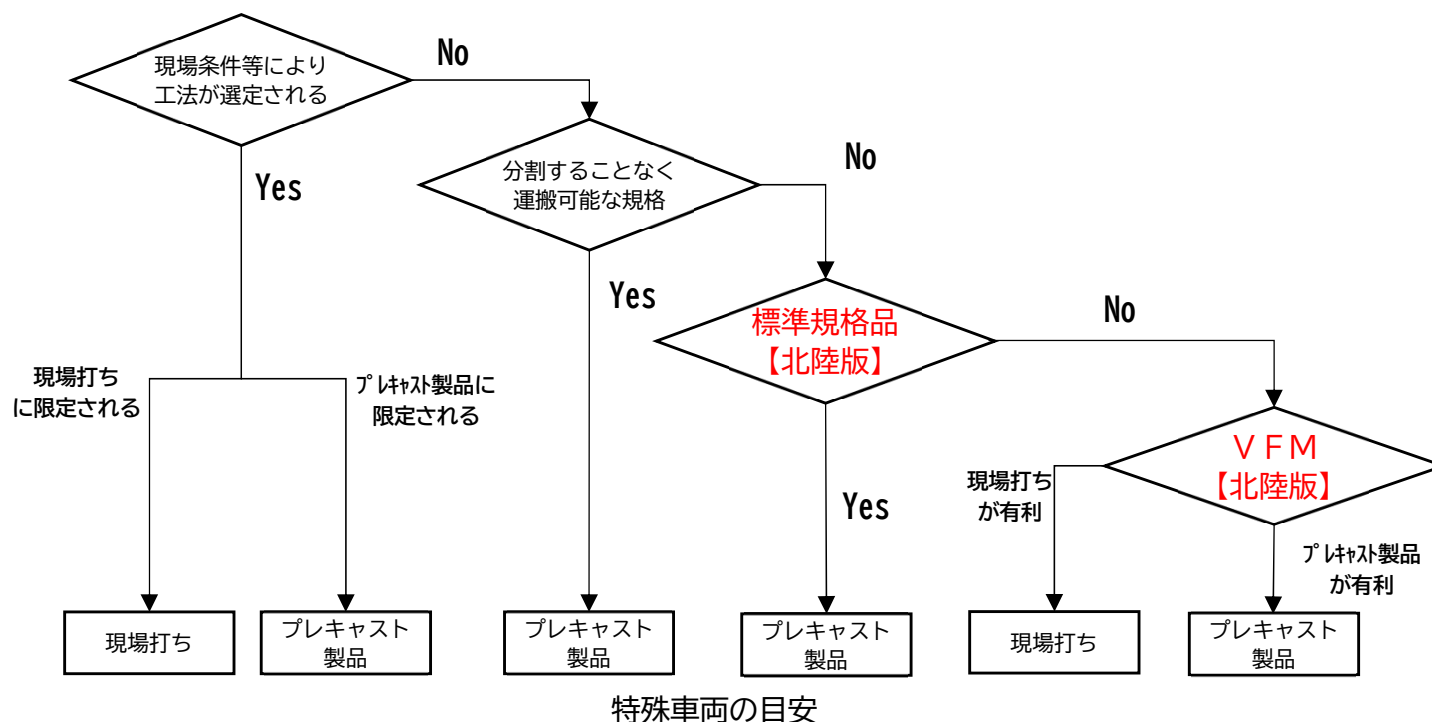
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	補正係数
R6年度	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	月単位 週休2日 現場閉所
	土日閉所 ○	土日閉所 ○	月単位 交代制 ×	月単位 交代制 ×	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	通期 週休2日 現場閉所
R7年度	土日閉所 ○	土日閉所 ○	月単位 交代制 ×	月単位 交代制 ×	土日閉所 ○	土日閉所 ○	土日閉所 ○	週単位 週休2日 ×	土日閉所 ○	土日閉所 ○	完全週休2日 土日 現場閉所

災害や特殊な気象条件等により
施工日が左右される期間

受注者の責によらず
土日施工が困難

- 整備局ではR3.7にプレキャストコンクリート製品活用事例の中でVFMによるプレキャスト製品の選定指標を策定
- 国土交通省ではR6.3にVFMによるコンクリート構造物の工法比較に関する試行要領(案)を策定
- 試行要領の内容も取り入れ、**プレキャスト製品活用の標準を明確化**

◆ 工法選定フロー(案)：ボックスカルバート・L型擁壁・集水樹



VFMによるコンクリート構造物の工法比較に関する試行要領(案)(R6.8国土交通省)

表-5 基本配点項目

評価項目	評価項目	評価項目	評価項目
① 費用比較 (コスト削減)	② 工期短縮	③ 品質向上	④ 環境負荷低減
①-1 本体・本体付属構造物・仮設工事等	②-1 工期短縮	③-1 品質向上	④-1 環境負荷低減
①-2 設計・設計費	②-2 工期短縮	③-2 品質向上	④-2 環境負荷低減
①-3 施工・施工費	②-3 工期短縮	③-3 品質向上	④-3 環境負荷低減
①-4 維持管理・維持管理費	②-4 工期短縮	③-4 品質向上	④-4 環境負荷低減
①-5 廃棄物・廃棄物処理費	②-5 工期短縮	③-5 品質向上	④-5 環境負荷低減
①-6 その他	②-6 その他	③-6 その他	④-6 その他
② 工期短縮	③ 品質向上	④ 環境負荷低減	
②-1 工期短縮	③-1 品質向上	④-1 環境負荷低減	
②-2 工期短縮	③-2 品質向上	④-2 環境負荷低減	
②-3 工期短縮	③-3 品質向上	④-3 環境負荷低減	
②-4 工期短縮	③-4 品質向上	④-4 環境負荷低減	
②-5 工期短縮	③-5 品質向上	④-5 環境負荷低減	
②-6 その他	③-6 その他	④-6 その他	
③ 品質向上	④ 環境負荷低減		
③-1 品質向上	④-1 環境負荷低減		
③-2 品質向上	④-2 環境負荷低減		
③-3 品質向上	④-3 環境負荷低減		
③-4 品質向上	④-4 環境負荷低減		
③-5 品質向上	④-5 環境負荷低減		
③-6 その他	④-6 その他		
④ 環境負荷低減			
④-1 環境負荷低減			
④-2 環境負荷低減			
④-3 環境負荷低減			
④-4 環境負荷低減			
④-5 環境負荷低減			
④-6 その他			
合計			



北陸地方のプレキャストコンクリート製品活用事例(R3.7北陸地方整備局)

評価指標と配点(案)

評価指標 (効果)	評価項目	点数範囲と理由	評価項目毎の点数	評価指標の配点案
① 費用比較 (コスト削減)	①-1 設計費 ①-2 建設費 (本体+本体付属構造物+仮設工事等) ①-3 設計・設計費 ①-4 施工・施工費 ①-5 維持管理・維持管理費 ①-6 廃棄物・廃棄物処理費 ①-7 その他	50~60 (詳細設計・本設工事費は必須項目のため50点を配点。現場条件に応じて更に10点追加が可能。その場合②~⑦の項目で10点削減し、合計で100点とする。)	50点	50
② 工期短縮	②-1 工期短縮 (型枠工、仮設工事等) の省人化 ②-2 設計・設計費 ②-3 設計・設計費 ②-4 設計・設計費 ②-5 設計・設計費 ②-6 設計・設計費 ②-7 その他	15 (生産性向上の必須項目のため費用比較以外の項目の最高15点を配点)	4点 2点 2点 2点 2点 2点	15
③ 品質向上	③-1 品質向上 (型枠工、仮設工事等) の省人化 ③-2 設計・設計費 ③-3 設計・設計費 ③-4 設計・設計費 ③-5 設計・設計費 ③-6 設計・設計費 ③-7 その他	10 (費用比較以外の項目の平均点5点を配点)	4点 2点 2点 2点 2点 2点	10
④ 環境負荷低減	④-1 環境負荷低減 (型枠工、仮設工事等) の省人化 ④-2 設計・設計費 ④-3 設計・設計費 ④-4 設計・設計費 ④-5 設計・設計費 ④-6 設計・設計費 ④-7 その他	10 (施工性は必須項目のため平均点の10点を配点)	1点 1点 1点 1点 1点 1点	10
⑤ 維持管理 (補修・修繕の頻度の軽減)	⑤-1 維持管理 (補修・修繕) のリスク ⑤-2 設計・設計費 ⑤-3 設計・設計費 ⑤-4 設計・設計費 ⑤-5 設計・設計費 ⑤-6 設計・設計費 ⑤-7 その他	5 (費用比較以外の項目の最低点5点を配点)	5点	5
⑥ 施工への影響 (労働安全・健康・環境への負荷軽減)	⑥-1 施工への影響 (労働安全・健康・環境への負荷軽減) ⑥-2 設計・設計費 ⑥-3 設計・設計費 ⑥-4 設計・設計費 ⑥-5 設計・設計費 ⑥-6 設計・設計費 ⑥-7 その他	6 (費用比較以外の項目の最低点6点を配点)	3点 1点 1点 1点 1点 1点	6
⑦ 第3者への影響 (地域活性化・負担軽減)	⑦-1 第3者への影響 (地域活性化・負担軽減) ⑦-2 設計・設計費 ⑦-3 設計・設計費 ⑦-4 設計・設計費 ⑦-5 設計・設計費 ⑦-6 設計・設計費 ⑦-7 その他	4 (費用比較以外の項目の最低点4点を配点)	1点 1点 1点 1点 1点 1点	4
合計				100

令和7年度 北陸インフラDX人材育成センター研修スケジュール(案)

柱その3 未来につながる建設現場

令和7年度 北陸インフラDX人材育成センター 研修スケジュール (案)

対象	レベル	研修名	実施回数	定員 (人／回)	2025年												2026年			備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
施工者	初級	BIM/CIM（施工計画検討）	4	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

施工者：国土交通省の一般土木C・Dランクおよびそれに準ずる企業の社員 (建機のオペレータ対象の研修ではありません)

発注者：整備局および自治体の職員

新潟会場：北陸インフラDX人材育成センター

富山会場：北陸技術事務所 富山出張所 (富山防災センター)

石川県金沢市でDXルームの出張体験会を行います

- 日 時 : 令和7年7月15日(火)～7月17日(木) 各日9:30～16:00(1日4回)
- 参加者 : 地元建設会社、地元自治体、地元高校生等 定員144名(3日間合計)
- 会 場 : 金沢流通会館(石川県金沢市問屋町2丁目61番地)

開催内容 ※写真はR6出張DXルームin富山



CIM操作体験



UAV操縦体験



VR体験



バックホウシミュレータ体験



遠隔臨場体験



除雪トラック操縦体験



3次元測量体験

[R6出張DXルームin富山]
日 時: R6.12.3～R6.12.5
9:30～16:00(4回)
参加者: 地元建設会社
地元自治体 等
3日間合計 113名
会 場: 富山防災センター
(北技 富山出張所)

事 務 連 絡

令和7年4月18日

各 事 務 所 長 殿

各 管 理 所 長 殿

都 市 調 整 官 殿

河川情報管理官 殿

道路情報管理官 殿

技 術 審 査 官 殿

官庁施設管理官 殿

用 地 調 整 官 殿

総務部 契 約 管 理 官

企画部 技術調整管理官

企画部 技術開発調整官

令和7年度北陸地方整備局直轄事業の執行について（通知）

標記について、「令和7年度国土交通省所管事業の執行について」（令和7年4月4日付け国会公第281号国土交通省事務次官通知）及び「令和7年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（令和7年4月4日付け国官総第313号、国官会第25083号、国官技第576号、国営管第630号、国営計第176号、国北予第37号大臣官房長通知）により通知されたところである。令和7年度予算の執行においては、令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨等の大規模自然災害からの復旧・復興を図るとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の取組を計画的に進めるために、令和6年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を図ることから、別紙の事項に十分留意の上、円滑かつ着実な執行を図るよう通知する。

なお、令和6年能登半島地震に係る災害復旧・復興に関する工事で施工場所を石川県内とする工事、令和6年奥能登豪雨に係る災害復旧・復興に関する工事、及び奥能登・中能登土木総合事務所管内において施工する災害復旧・復興以外の工事については、本通知の他、別途通知する令和6年能登半島地震に関する執行方針によること。

担 当

総務部	契 約 課	契 約 係（契約事務全般）
企画部	技術管理課	基準第一係（工事積算基準）
		基準第二係（調査積算基準）
		検 査 係（監督・検査）
		技術審査係（入札契約制度）

I 事業執行の基本方針

北陸地方整備局管内においては、度重なり発生する地震災害、気候変動による豪雨や大雪等の地域社会に与えるリスクに確実に対応するために、インフラ整備や担い手の確保といった体制を持続的に構築していくことが必要不可欠である。

令和7年度の事業執行にあたっては、工事・業務の品質確保、入札及び契約手続における一層の透明性及び競争性の確保をしつつ、このような取り巻く状況を踏まえて、多様な地域社会に与えるリスクへ今後とも対応し続けるために、地域建設業の維持による対応力の強化や、処遇の改善や働き方改革・環境整備による次代担い手が活躍できる体制の構築を念頭に事業を推進する。

II 工 事

1. 事務の改善及び効率化について

(1) 総合評価落札方式のタイプ選定

補正予算及び災害復旧工事に係る案件については、事業を迅速かつ着実な執行を図る観点から、二極化した総合評価落札方式において、施工能力評価型Ⅱ型の適用を拡大する。具体的には、施工能力評価型Ⅰ型適用工事のうち、予定価格3.4億円未満（分任官特例を適用する工事も含む。）については、施工能力評価型Ⅱ型により入札手続きを実施することで提出書類を簡素化等できるものとする。また、補正予算及び災害復旧工事に係る案件以外の案件については、総合評価タイプ選定フローにより適切にタイプ選定することとする。

(2) 一括審査方式の活用

複数の同種工事を同時期に発注する場合、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料の内容を同一とすることができる一括審査方式を継続する。また、更なる事務手続きの簡素化のため、引き続き施工能力評価型Ⅱ型への適用拡大を継続する。

施工能力評価型Ⅰ型で求める技術資料（施工計画の提案）については、施工計画又は技術提案とし、施工計画のテーマとした工程表の立案は、不可とする。実施にあたっては、配置予定技術者の複数申請は認めないものとするが、本官契約の一部においては、技術者不足の観点から複数名申請を可能とする試行を継続する。

また、地域要件、施工実績等求める競争参加資格や総合評価の内容等が同一である場合は、同一事務所内において一括審査方式を適用することができるものとする。

なお、活用にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。

(3) 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い

入札書及び技術資料の同時提出については、適用しなくても差し支えないこととするが、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年2月6日

付け国地契第 61 号、国官技第 256 号、国営計第 110 号、国北予第 39 号) の「6 予定価格の作成」及び「7 入札書の管理の徹底」の趣旨を踏まえ、全ての工事において、予定価格の作成は入札書の提出期限から開札までの間に作成するものとし、入札書については開札まで開くことがないように管理を徹底すること。

(4) 通常型指名競争入札の活用

下記の事象において、通常型指名競争入札を実施できるものとする。なお、不誠実な行為など指名できない業者を除き、企業の本店所在地、施工実績などの条件を付与し、その条件に合致した者(概ね 20 者程度)を全者指名する方式とし、実施にあたっては事前に技術管理課と相談すること。

- ① 過去に不調・不落が発生した同一地区かつ同一工種の工事の発注で、比較的小規模の工事(概ね 1 億円未満の一般土木工事、維持修繕工事を対象)
- ② 一般競争において、不調・不落となり、設計替後、新たに競争入札の手続きをする工事(通常は、一般競争 2 回以上実施後に指名競争に移行。)

(5) 工事書類の簡素化に向けた「協議事項設定のあり方」

受注者の協議書類の作成に伴う負担軽減を図る目的として、発注者が発議すべき事項を明確にした「協議事項設定のあり方」を反映した特記仕様書を設計図書として交付すること。具体的には特記仕様書の「監督職員と協議する」といった表現方法は、発注者が発議すべき事項を明確にしたうえで、記載事項の「削除」も含め、「指示・提出・報告・承諾」として設定すること。

(6) 書類限定検査の標準化

検査時における監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るため、検査時に確認する項目を 10 項目に限定する「書類限定検査」を全ての工事に適用すること。

(7) 監督・検査における DX の推進

① 第三者品質証明制度の活用

施工者と契約した第三者による品質証明の試行を継続する。

② 監督・検査の省力化

遠隔臨場による工事検査(完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査)、段階確認、材料確認及び立会等を、全ての工事に適用すること。

なお、現場条件、検査・確認項目の適応性、受発注者間の調整^{*}を踏まえ、従来方法(対面、現場実地等)を選択することも可能である。

※受発注者間の調整：現場状況の詳細把握、現場での学びや技術力の向上、受発注者

間のコミュニケーション強化等のため、すべてを遠隔臨場によることにこだわらず、受発注者間で調整を図りながら遠隔臨場を活用する。

(8) 受発注者間のコミュニケーションの充実

土木工事条件明示の手引き(案)、土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)、工事一時中止に係るガイドライン(案)、土木工事設計変更ガイドライン(案)(以下、「工事円滑化4点セット」という。)を活用した工事円滑化推進会議の開催により、受発注者間のコミュニケーションの充実を図る。

(9) 工事の生産性向上に向けた取組

地整管内の各会場において、前期・後期の年2回、受発注者を対象とした「工事円滑化4点セット」、「工事書類スリム化ガイド」活用等による生産性向上の説明会を開催する。

また、各現場において、監督員等は、工事契約後に速やかに行う施工条件確認部会において、受発注者間で「工事施工の円滑化4点セット」(条件明示の手引きは工事発注時に記入、見積参考資料として開示したもの)の活用徹底、「工事書類スリム化ガイド」の遵守について確認すること。

2. 円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施

(1) 見積活用型積算方式の活用

過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事や、予定価格と入札価格の乖離が原因で不調・不落の恐れがある工事、特別調査による歩掛や単価の設定が困難なものについては、入札公告時に競争参加者に施工歩掛を徴取し、平均的なものを予定価格に採用する見積活用型積算方式の活用を継続する。

営繕工事においては、当初発注から、過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事を対象工事に入札参加者の見積を積極的に活用されたい。

(2) 局特別調査(臨時調査)結果に基づく材料単価の提示

局特別調査(臨時調査)結果に基づく材料単価について、競争参加資格確認通知書において競争参加資格が有と通知された者に対し、原則として「見積参考資料(別紙)」にて提示すること。ただし、施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型のうち同時提出型は対象から除くとともに、特別調査業務受注者から提示不可との報告を受け単価が提示できない場合は、今後の単価調査環境確保のため提示は行わないものとする。

（３）遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

建設資材のひっ迫が懸念される地域では、通常は地域内から調達している建設資材を安定的に確保するために遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される。このため、建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初特記仕様書に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこと。

（４）地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

労務市場のひっ迫が想定される地域においては、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、特記仕様書に明示した上で、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できる。

また、能登半島地震の被災地域（奥能登・中能登地域）においては、労務市場や宿泊場所の逼迫が顕著な状況であることから、宿泊場所の設置も可能とするなどの拡充措置を図る。

（５）建設現場における週休２日の推進

原則すべての土木工事において発注者指定方式により完全週休２日（土日）に取り組む。緊急性が高く土日に作業が必要となる維持工事や災害復旧工事など現場閉所が困難な工事は完全週休２日交替制工事を適用し、建設業の働き方改革の実現に向けて取り組む。

労務費、共通仮設費、現場管理費、週休２日補正係数を当初より乗じて必要経費を計上することで、週休２日に取り組む企業の更なる拡大を図るとともに、特殊な気象条件等により施工日が制限される工事については代替日の設定や週休２日の対象外の期間を設け、柔軟な週休２日制度を推進する。

また、完全週休２日（土日）の実現のため、管内（新潟県・富山県・石川県）の各発注機関と連携し、毎週土日を「現場閉所の統一日」に設定する（気象条件に左右される工事等は、柔軟な週休２日制度を導入。）。

（６）適切な工期の設定

工期の設定（パーティ数の決定を含む）にあたっては、「直轄土木工事における適正な工期設定指針（令和７年３月 国土交通省 大臣官房 技術調査課）」に基づき、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情、自然条件等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休２日の推進をふまえ、適正な工期を算定し、特記仕様書へ明示するとともに、「工事工程表」「パーティ数」「土木工事条件明示手引き（案）」を公告時に見積参考資料（別紙）として明示すること。

余裕期間制度については、①発注者が工事の始期を指定する方式（発注者指定方式）、②発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する方式（任意着手方式）、

③発注者が予め設定した全体工期の中で受注者が工事の始期と終期を決定する方式（フレックス方式）いずれかの方式を原則活用すること。

また、受注者の工程計画策定を支援する観点から、原則として全ての工事において工事円滑化推進会議における「施工条件確認部会」及び「工程調整部会」を開催することとし、受発注者間での工事工程表（クリティカルパスを含む）の共有を行うこと。

工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有し、適切に工期の変更を行うものとする。

なお、「工程調整部会」を開催する時は、必要に応じて専門工事業者の技術者も参加させるなど、関係者間で工事工程の共有を図ること。

（７）施工時期の平準化

年度当初に工事が少ないことや、年末・年度末における工期末の集中を避け、年間を通じた資機材・労働力確保の最適化に向け、適切な工期の設定、余裕期間制度の活用、翌債等の繰越制度の適切な活用、２カ年国債やゼロ国債を活用した計画的な発注とする。あわせて、円滑な事業執行のための国庫債務負担行為（事業円滑化国債）を適切に活用すること。

なお、前倒し発注できるものはさらに手続きを早め、早ければ１１月より翌年度工事の入札手続きを開始する早々期発注を継続して実施する。

また、建設企業に技術者や技能者等の人材、資機材の効率的かつ効果的に活用を促すため、国、地方自治体等の発注見通しの統合・公表を推進することにより、施工時期等の平準化に努める。

（８）適切な規模・内容での発注（分任支出負担行為担当官特例（以下「分任官特例」という。））

「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の期間中（令和３年度～令和７年度）については、地域の実情を踏まえ発注ロットを積極的に拡大し、円滑な施工確保に努める必要があることから、引き続き、技術的難易度が比較的低い工事については、上位等級工事への参入の拡大を可能とし、分任支出負担行為担当官の契約上限金額を４．９億円未満とすることができる。

上記「分任官特例」を適用する場合は、下記を標準とする他、適正な工期が設定できるよう、工事規模等に配慮すること。

なお、実施にあたっては、技術管理課へ事前相談することとし、承認を得ずに適用することを厳に禁止する。

① 一般土木は、等級区分をＢ＋Ｃランクとする。

② 地域要件の設定については、各地域における応札環境に十分に配慮し、平等な評価となるように適切に設定するものとする。

また、変更契約の取扱については次の通り取り扱うこと。

当初契約で、分任官特例を適用した場合については、変更契約において６億３,７００万円を超

えない範囲で分任官特例として契約することができるが、これを超える場合は、本官契約となるので十分留意すること。

当初契約は分任官契約している案件で変更金額が4億4,200万円以上となる場合は、本官契約となることが基本であるが、やむを得ない場合は6億3,700万円を超えない範囲で、分任官特例として契約することを可能とする。

ただし、以下について、全てを満たしていること。

- ① 変更金額が4億4,200万円以上となることを認めた場合は、速やかに本局工事発注担当課に報告すること。なお、前述の認めた場合は、「一部変更指示」「受注者からの見積もり」等、金額を受発注者で確認したことを指すものとする。
- ② ①の増額理由が、当初想定し得なかった事象や一体不可分であるため同一工事で施工する必要がある等、真にやむを得ないことであること。
- ③ ②について、本局工事発注担当課から了解を得ていること。

なお、変更時に分任官特例として契約するにあたっては、上記①～③を満たしてから技術管理課へ相談することとし、特例措置であることを十分に認識し承認を得ずに適用することを厳に禁止する。

(9) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

1) スライド条項

工事契約後の資材や労務費の高騰等により請負代金額が不適当となった場合は、工事請負契約書第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）（スライド条項）に基づき、その適用対象となる工事については遺漏なきよう措置すること。

2) 建設資材の実態反映の試行

建設資材の市場での価格変動が続いていることを踏まえ、主要資材であるコンクリートとアスファルトを使用する一部工事を対象に、価格変更に伴い受注者の適正な利潤確保に支障をきたす場合は、施工時の現場実態（取引価格）を反映し、請負代金の変更を可能とする試行工事を実施することとする。

(10) 円滑な工事発注

災害復旧工事をはじめ、大型補正予算による工事や維持工事など、工事の設計や仕様が確定していない場合や確定することが困難な場合は、その緊急性などを踏まえ、以下の制度・積算等の積極的な活用を検討し、円滑な発注に努めること。

1) 概数・概略発注

詳細設計はあるが、設計数量を確定させていない案件については、設計数量を概算数量として発注することができる。なお、設計数量の確定後、速やかに契約変更するものとする。

詳細設計図及び設計数量が用意出来ない案件については、標準横断図などの概略図及び概略数量で発注することができる。なお、設計完了後、速やかに契約変更するものとする。

また、概算数量発注を活用する場合は、原則として余裕期間制度をあわせて活用すること。ただし、契約日から工期の始期までの早い時期に施工条件確認部会を開催し、特記仕様書で条件明示した修正設計や関係機関協議等が工事の始期までに完了するよう調整・確認するとともに、工期の始期や終期に変更の必要が生じた場合は、速やかに工期に係る契約を変更した後に工事に着手すること。

2) 「設計・工事連携型」業務及び工事の試行

設計業務において余裕期間中で工事着手前の工事施工者からの助言を取り入れて設計することにより、施工性を考慮した設計や施工時の手戻り防止を図る「設計・工事連携型」の業務や工事の試行を活用する。

なお、実施にあたっては、事前に本局の工事担当部局と相談すること。

3. 入札及び契約手続きにおける一層の透明性の確保及び競争性の確保

(1) 参加者の有無を確認する公募手続の活用

機械設備については、新設した業者の技術的ノウハウによりシステム構成されているため、その修繕工事は、これまで全て一般競争方式が適用されているものの、多くは新設時施工業者しか施工できないことから、新設時施工業者以外で修繕工事契約希望者の有無を確認する「参加者の有無を確認する公募手続」を行い、その結果により随意契約又は一般競争を行うことによって、確実な契約及び入札手続きの合理化を図る。

なお、実施にあたっては、事前に施工企画課に相談すること。

(2) フレームワークモデル工事の活用

工事発注が一定の地域で集中し、技術者の確保が難しく、競争参加技術者が少数と見込まれる場合に、その一定地域内で類似する複数の工事について、あらかじめ参加希望者の意思を確認し、その中から工事毎の参加者を指名する「フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）」を試行する。入札手続きにおける提出資料を簡素化・合理化し、手続き期間を短縮することで、入札参加者の増加を見込む。

なお、実施にあたっては、手続き前に技術管理課に相談すること。

(3) 競争参加資格要件の緩和

工事難易度が比較的低い（工事難易度Ⅱ以下）場合は、競争参加資格要件である企業と技術者の過去の工事経験に対し、以下のとおり、緩和を認めることができる。

対象工事は、施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型とする。

(企業実績)

通常：発注しようとする工事の同種で、施工量の最低規模を実績として求める。

緩和：発注しようとする工事の同種とするが、施工量（規模）は求めない。

(技術者)

通常：発注しようとする工事の同種で、施工量の最低規模を実績として求める。

緩和：過去15年間の公共工事（発注機関及び工事種別は限定しない。）に主任（監理）技術者または現場代理人として、従事した実績があればよい。

※公共工事とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に定義されたものとする。

要件緩和を行った工事の同種性の評価は、以下のとおりとする。

<施工能力評価型Ⅱ型の例>

- 企業の施工能力（同種工事の施工実績）評価

過去15年に元請として完成した同種工事の施工実績

S) より同種性が高い施工実績（4点）

A) 同種性が高い施工実績（2点）

B) 同種性が認められる施工実績（0点）

例) 掘削20,000m³の場合

S) 20,000m³以上の実績

A) 15,000m³以上20,000m³未満の実績

B) 掘削の実績（＊緩和しない場合は10,000m³以上15,000m³未満の実績）

- 配置予定技術者の施工能力（同種工事の施工実績）評価

過去15年に元請として完成した同種工事の施工経験

S) より同種性が高い施工実績（5点）

A) 同種性が高い施工実績（3点）

B) 同種性が認められる施工実績（0点）

例) 掘削20,000m³の場合

S) 20,000m³以上の実績

A) 掘削の実績（＊緩和しない場合は15,000m³以上20,000m³未満の実績）

B) 公共工事の実績（＊緩和しない場合は10,000m³以上15,000m³未満の実績）

(4) 受注機会促進型の試行

受注機会が得られないことにより、優良工事表彰等の表彰を受ける機会が得られない課題の解決を図る等、受注機会の拡大を促すために受注機会促進型を試行する。対象工事は、分任官工事の施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型の一般土木工事とし、公告日における北陸地方整備局発注の一般土木工事の契約工事の件数を評価する。なお、災害復旧工事等の随意契約による契約工事

は、件数には含まない。

なお、試行の適用については、電子くじによる落札者の決定案件が発生した場合等に検討することとし、実施にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。

4. 公共工事等の品質確保の促進

(1) ICTの全面的な活用の拡大

1) ICT工事

工事の生産性向上を図るため、ICTの全面的な活用としてICT土工、ICT舗装工、ICT河川浚渫、ICT砂防・ほくりく、ICT海岸・ほくりく、ICT地盤改良工、ICT法面工、ICT舗装工（修繕工）、ICT構造物工、ICT基礎工、ICT擁壁工、の取組を実施する。

具体的な取組方針は以下のとおりとする。

- ICT土工

発注者指定型は1,000m³以上を対象とし、1,000m³未満の小規模な現場においても施工者希望Ⅱ型により実施する。

- ICT河川浚渫

発注者指定型により実施する。

- ICT舗装工

発注者指定型は3億4,000万円以上又は、アスファルト舗装A等級かつ、路盤工5,000m²以上を対象とし、3億4,000万円未満かつ路盤工5,000m²以上の工事又は路盤工5,000m²未満の工事においては施工者希望Ⅱ型により実施する。

なお、港湾関係工事において、ICTの全面的な活用としてICT浚渫工、防波堤等のICT基礎工・ブロック据付工を実施する。

2) ICT普及・拡大

ICTの更なる普及・拡大を図るため、講習会、見学会、報告会を整備局管内の各会場で実施する。さらに、ICT砂防・ほくりくの工事現場を活用し、山間地域においても講習会等を実施する。

また、ICT活用工事現場で受注者自らが自社職員（下請企業含む）を対象にICT技術の向上を目的とした講習会を開催した企業を『ICT人材育成推進企業』に認定する。

3) BIM/CIM活用工事

関連通知に基づき、適切に実施する。建設現場での活用を前提とした3次元モデルの導入・活用を推進する。

(2) コンクリート工の規格の標準化

コンクリート構造物のプレキャスト製品の積極的な活用に向け、予備設計段階からVFM

(Value For Money) の概念を適用し、比較検討を継続する。

検討にあたっては「プレキャストコンクリート製品活用事例集」(令和3年7月)を活用することとし、プレキャスト製品活用の推進を図る。

また、一部コンクリート構造物(ボックスカルバート、擁壁、集水枡)について、標準規格品を積極的に活用する運用も令和7年度より開始する。

なお、工事段階に新たな制約条件が発生した場合でも、受発注者間の協議でプレキャスト製品の活用を検討することとする。その際、「施工時の安全性」「構造的性」などを考慮し、総合的に検討することとする。

(3)「地元企業活用評価型」総合評価落札方式の試行

地域の中小企業の活用を通じて円滑で確実な施工を図ることにより、工事の品質向上につなげるため、地元企業の下請け活用率を評価する「地元企業活用評価型」総合評価落札方式の試行を継続する。

(4)「自治体実績評価型」総合評価落札方式の試行

競争性を高めるため、地方自治体の優良工事表彰と工事成績評定を直轄実績同様に加点対象と加点評価対象とする「自治体実績評価型」総合評価落札方式の試行を継続する。さらに競争性を高めることが必要な場合、同方式を適用した時に限り、企業の施工能力等の評価項目のうち、地域貢献度を評価対象外とすることができる。

なお、実施にあたっては事前に技術管理課と相談すること。

(5)「企業能力評価型」総合評価落札方式の試行

競争参加者が少ないと想定される工事において、技術者の能力等に係る評価を省略し企業の能力等のみで評価する方式を試行する。技術者の能力等に係る評価を省略することにより、受注機会の拡大を図りつつ、受発注者双方の事務負担が軽減される。対象とする工事は、比較的難易度の低い工事とし、実施にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。

(6)「次代担い手(若手・女性技術者)活躍型」総合評価落札方式の試行

建設業の担い手育成・確保のため、若手技術者及び女性技術者の工事経験の機会拡大や技術力の向上と就労環境改善を図るため、若手技術者や女性技術者を担当技術者に配置することを評価する試行を継続する。

(7)段階的選抜方式(WTO対象工事)の試行(技術提案評価型S型)

多数の競争参加者が予測される工事等において実施している段階的選抜方式は、受発注者双方の事務量の軽減を目的とし、選抜者数を15者程度とする。

また、選抜者の固定化により非選抜者は技術提案を提出できないことから、従来の企業・技

術者評価に加え、1次審査時に技術提案の1事項も評価に加えることで、2次審査へ進む者が入れ替わる選抜方式の試行を継続する。

試行対象工事は、技術提案評価型S型（WTO対象工事）とする。

（8）国土技術開発賞の評価

WTO対象工事の段階的選抜方式において、国土技術開発賞の受賞実績の評価を追加する。評価対象は、過去2カ年度における国土技術開発賞の最優秀賞、優秀賞、特別賞のいずれかの受賞実績とし、配点は1点とする。

（9）資料等に関する質問回答の拡充の試行

入札参加者が入札価格を決定するにあたり、発注者側の積算内容に関する質問回答に対して更問いを可能とするため、質問回答の機会を2回とする試行を継続する。対象とする工事は、技術提案評価型S型以上の一部工事とする。

（10）労務費見積尊重宣言モデル工事の試行

一般社団法人 日本建設業連合会（日建連）は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけるため、『労務費見積宣言』を2018年（平成30年）9月18日に表明し、元請け企業による労務賃金改善の取組が行われている。

これを踏まえ、建設業の労務賃金改善に関する取組を推進するため、段階的選抜方式でインセンティブを付与する試行を継続する。

試行対象工事は技術提案評価型S型（WTO対象工事）を対象とし、労務費見積尊重宣言を提出した場合、「企業の施工能力等」の評価で1点を加点する。

（11）ワーク・ライフ・バランス（WLB）認定企業の評価

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価については、一般土木工事及び建築工事のA・Bランク、及びWTO対象工事を対象に実施していたが、令和7年度下半期を目処に、全ての工種・等級に拡大することとする。

また、一般土木工事及び建築工事のWTO対象工事で試行している技術者の地元地域での活躍を促すために居住地を評価する試行は、一般土木工事及び建築工事のWTO対象工事でのみ継続する。

一般土木工事及び建築工事の本官工事において、厚生労働省の3つの認定制度に加えて、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定め、過去5カ年度に取得実績がある場合は評価する試行は、一般土木工事及び建築工事の本官工事でのみ継続する。

（12）登録基幹技能者の配置

工事目的物の品質確保・向上を図るため、優れた技能と調整力を持つ「登録基幹技能者制度」

として登録された「登録基幹技能者」の現場配置を評価する試行を継続する。

施工能力評価型Ⅰ型及び技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ対象工事以外）の全工事を対象とし、登録基幹技能者を配置する場合に、「企業の施工能力等」の評価で１点を加点する。

（１３）専任指導者制度の試行

若手技術者の更なる登用を促すため、経験ある技術者が現場経験の少ない主任技術者又は監理技術者を支援する専任指導者制度の試行を継続する。

また、技術提案評価型Ｓ型以上の一部工事においては、現場経験の少ない技術者対策の一環として、入札時には専任指導者の配置予定の有無を求めず配置予定技術者として評価し、契約後に入札時の配置予定技術者を専任指導者として配置すれば、一定要件を満足した主任（監理）技術者を新たに配置できる試行を継続することとし、積極的に活用するものとする。

（１４）生産性向上技術活用表彰・ＩＣＴ人材育成推進企業認定の評価

建設現場・委託業務における生産性向上の優れた取組を表彰し、ＩＣＴやＢＩＭ／ＣＩＭ等の新技術の活用を推進していくため、原則、前年度に完成した北陸地方整備局発注の工事・委託業務の該当企業等に対して表彰し、総合評価において加算点の対象とする。

また、ＩＣＴ活用工事現場で受注者自らが自社職員（下請企業含む）を対象にＩＣＴ技術の向上を目的とした講習会を開催した企業のうち選定委員会においてその内容が認められた企業を「ＩＣＴ人材育成推進企業」に認定し、総合評価において加点対象とする。

（１５）海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度の評価

国内の技術者の今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業その他法人の技術者の実績を認定し、特に優秀な者について表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」を令和２年度より創設し、国土交通省として表彰を行っていることから、本制度による海外プロジェクトの認定・表彰実績を評価に活用する。

工事においては、全ての総合評価落札方式を評価の対象とし、認定実績を同種工事等の実績として認めるとともに、表彰実績を国内での優良技術者表彰等と同等に加点評価する。

なお、優良技術者表彰等と海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度により認定された表彰については、重複して加算しない。

（１６）継続教育（ＣＰＤ及びＣＰＤＳ）の取組状況

令和７年度のＣＰＤ及びＣＰＤＳの評価は、令和６年度の継続教育において取得した単位を登録認定団体毎の１年間の推奨単位で除した単位取得値の合計が１．０以上となる場合は、評価で１点を加点する。

(17)技術の研鑽度評価の試行

継続教育の取組状況として、CPD及びCPDSの単位取得に加え、技術論文等も評価の対象とする試行を継続する。

技術論文等としては、配置予定技術者本人が執筆した工事における技術開発、創意工夫等で、技術雑誌などで公開されたものとする。

なお、評価対象技術論文等は、北陸地方整備局管内の話題を中心とした書物や雑誌とし、試行対象は、総合評価落札方式施工能力評価型Ⅰ型およびⅡ型とする。

【評価対象技術論文等】

「北陸の建設技術」技術レポート

「北陸地方整備局事業研究発表会」発表論文

「北陸道路舗装会議」「北陸橋梁保全会議」「建設技術報告会」技術報文

※民間企業が発刊する技術雑誌等は対象外（〇〇技報、企業名入り雑誌）。

※複数名の発表資料等で、連名論文などの場合、筆頭投稿者のみ対象。

※工事ごとの競争参加資格条件（入札説明書等）に、上記の評価対象技術論文リストを掲載。

(18)技術提案・交渉方式（ECI方式）の活用

当該工事等の仕様の確定が困難である場合において、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。

なお、実施にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。

(19)新技術の活用促進

建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上のため、新技術を活用し、効率的な施工管理等により工事品質の向上を図るものとする。

活用促進にあたり、直轄土木工事において新技術活用を原則義務化することとし、詳細設計において新技術を特定し、工事発注時に特記仕様書に具体的な新技術を明示することとする。

特記仕様書に具体的な新技術を明示することが出来ない場合（詳細設計において新技術を特定できなかった場合）には、発注者が定める施工計画テーマや施工内容に基づき受注者からの提案を受けて、新技術の導入を図ることとする。

また、実用段階に達していない技術を工事の実施過程で実証・検証する試行を継続する。

工事発注の運用については、別途通知する。

(20)ISO9001認証による品質マネジメントシステムを活用したモデル工事の試行

工事の更なる品質向上と監督業務の効率化を図るものとして企業におけるISO9001認証に基づく品質マネジメントシステムを活用した工事の試行を継続する。

また、モデル工事の試行にあたり、ISO認証審査登録機関（第三者機関）による監査を取

り入れるものとする。

なお、実施にあたっては事前に技術管理課と相談すること。

(2 1) 若手技術者賞の受賞者への加点評価

次代担い手の確保・活躍に寄与するよう、優良工事技術者表彰及び優良工事表彰の従事技術者の評価項目として、若手技術者賞の受賞者の加点評価を追加する。なお、評価対象は、過去4カ年度における若手技術者表彰の受賞者とし配点は1点とするが、優良工事技術者表彰及び優良工事表彰の従事技術者の評価項目は、これまでと同様に最も配点の高い表彰を評価し、重複評価はしないこととする。

III 業 務

1. 事務の改善及び効率化について

(1)一括審査方式の試行

目的・内容が同種の業務であり、技術力審査・評価の項目が同じ業務となる場合、その業務の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料（実施方針又は技術提案のテーマ）を同一のものとすることができる一括審査方式の試行を継続する。対象業務は総合評価落札方式の「簡易型」及び「簡易特別型」のほか、プロポーザル方式等への対象拡大を継続する。

(2)「一般競争入札（業務能力評価型）」の試行

建設コンサルタント業務等における技術提案書（実施方針）の省略による負担軽減や入札手続き期間の短縮による業務の効率化を目的として、「一般競争入札方式（業務能力評価型）」の試行を継続する。

なお、対象業務の金額規模は、2,000万円以下から2,500万円以下に拡大する。

(3)総合評価1：3における「評価テーマ1課題」の試行

特に技術力を重視する業務について、業務の品質を確保しつつ競争参加者の負担を軽減するため、総合評価1：3の評価テーマを1課題とし、技術点の評価項目の配点割合を1：2と同様とする試行を継続する。

(4)受発注者間のコミュニケーションの充実

業務を円滑に進めるため、業務履行期間中の受発注者間のコミュニケーションの充実を図る取組を実施する。

① 業務連携会議（4者会議）の実施

地形測量、地質調査、設計が平行して行われる構造物の設計において、測量受注者、地質調査受注者、設計業務受注者と発注者の4者がスケジュールや条件を調整する「業務連携会議（4者会議）」を実施する。

② 合同現地踏査等における地質技術者等の参画

地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場の業務の合同現地調査等において、地質業務の受注者等を参画させ、地質調査報告書等から判断される留意点等について具体的な説明を求めることにより、成果の品質確保・向上に努める。

③ 業務スケジュール管理表の活用

発注者の判断・指示が必要とされる事項の有無について、受発注者間で共有し、その役割分担や着手日、回答期限等を業務スケジュール管理表に明記し、適切に業務のスケジュール管理を行う。

なお、スケジュール管理にあたっては、「マンスリーチェック」を可能な限り取り入れる。

④ ワンデーレスポンスの徹底

受注者からの設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答、検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知することにより、円滑な業務の進捗を図る。

⑤ 業務のWE B形式による会議、完成検査の実施

業務打合せ等において、業務の効率化に資するWE B形式による会議、完成検査の取組を実施する。

対象業務は、測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント業務のすべての業務とし、原則WE B形式で実施する。

2. 円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施

(1) 業務履行の平準化への取組

受発注者の担い手の確保・育成や労働環境改善に資する取組として、「業務履行の平準化ガイド～業務平準化の新・五箇条～」(令和7年2月)に基づき、業務履行の平準化に取り組む。

工期が第4四半期、特に3月に集中することを避けるため、整備局としては重点的に取り組む事項として位置づけ、令和6年度以上に目標達成に向けた取組を実施する。

具体的な取組としては、適切な期間の確保、翌債等の繰越制度の適切な活用、早期・早々期発注や2カ年国債、ゼロ国債を活用した計画的な発注を行うほか、業務形態に応じて発注時期・履行期限を固定し、サイクル化することを検討する。また、業務スケジュール管理表の活用や、業務の追加や履行期間の延長等は受発注者で十分協議のうえ決定するものとし、適切に業務の進捗管理を行う。

また、繰越制度を活用した場合、受注者の新たな業務の受注に影響が出ないよう、次年度(第2四半期まで)に繰越して完了する業務については、「手持ち業務量を対象外」とする試行を継続し、受注者が繰越ししやすい環境を整備する。

(2) 働き方改革関連法案と残業規制による適切な執行等

① ウィークリー・スタンスの徹底

一週間における受発注者相互ルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行し業務環境等を改善すること。対象業務は、測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント業務のすべての業務とする。

② マンスリー・ケアの実施

労働環境の改善や業務執行の円滑かつ効率的に進めるため、これまで「ワンデーレスポンス」や「ウィークリー・スタンス」に取り組んできた。これに加え「マンスリー・ケア」により、各種施策の確実な実施や、業務執行に係る受注者の不安等を解消することで、より一層、魅力ある建設業の創造に努める。なお、「マンスリー・ケア」の実施にあたっては、その趣旨を踏まえた上で、受注者・発注者双方に過度な負担がかからぬよう配慮する。

原則、全ての土木関係コンサルタント業務を対象に試行する。

③ 業務発注時の設計図書作成（条件明示の徹底）

発注者の条件明示の遅延等による履行期限圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る。

(3) 「設計・工事連携型」業務及び工事の試行

設計業務において余裕期間中で工事着手前の工事施工者からの助言を取り入れて設計することにより、施工性を考慮した設計や施工時の手戻り防止を図る「設計・工事連携型」の業務や工事の試行を拡大する。

なお、実施にあっては、事前に本局の工事担当部局と相談すること。

3. 入札及び契約手続きにおける一層の透明性及び競争性の確保

(1) 「簡易特別型」総合評価落札方式の地域要件緩和の試行

地域防災の担い手確保として、地元企業の受注機会を創出するため、定常的又は簡易な業務について、地域要件を「当該県内に本店を有すること」とした試行を継続する。

試行対象業務は、当該県内に本店を有する企業で競争性が保てる定常的又は簡易な業務のうち、地域要件（競争参加資格要件）を「〇〇県内に本店を有すること」とする。

なお、対象業務の金額規模は、2,000万円以下から2,500万円以下に拡大する。

また、同様に、総合評価落札方式の標準型（1：2、1：3）、簡易型（1：1）の地域要件についても、地域防災の担い手確保として、地元企業の受注機会を創出するため、業務特性により、「〇〇県内の本店要件」を可とする。

(2) 出産・育児等による休業期間の取扱

配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児等で休業していた場合、原則、休業期間に相当する期間を「業務執行技術力」「地域精通度」「業務成績」「優良表彰」の評価の対象期間に加える。

4. 公共工事等の品質確保の促進

(1) B I M／C I M活用業務の推進

B I M／C I M取扱要領（令和 7 年 3 月）等関連通知に基づき、適切に実施する。

(2) 技術的なマネジメント業務（事業促進 P P P 等）の活用

大規模事業や大規模災害復旧・復興事業等においては、事業促進 P P P 等の活用について検討すること。なお、運用にあたり、国土交通省直轄の事業促進 P P P に関するガイドラインを参考にされたい。

(3) 次代担い手（女性・若手技術者）の育成支援

女性・若手技術者を含む多様性（経験年数、価値観等）を加味した技術者の配置により、業務成果の品質向上を図る「ダイバーシティー推進型業務委託」（配置予定技術者の構成に応じて評価）の試行について、全ての土木関係建設コンサルタント業務を対象に継続する。

各事務所 1 件以上（総合事務所においては治水・道路毎に 1 件以上）実施する。

(4) 若手技術者のヒアリング同席の試行

予定管理技術者の随行者として、事前に登録した 3 名の若手技術者のうちの 1 名が技術提案書のヒアリングに同席（傍聴）できる業務の試行を継続する。

(5) 設計成果の品質確保に向けた取組

設計業務等の成果の品質を確保するため、業務発注時から円滑に履行する取組を徹底する。

① 条件明示の徹底（条件明示チェックシートの活用）

発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質向上を図る。

② 合同現地踏査の実施

受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工上の留意点、関連事業の情報等を確認・反映し、業務成果の品質向上を図る。

(6) 「自主的照査併用型」総合評価落札方式の試行

予定管理技術者として経験の少ない若手（40 歳以下）を配置し、加えて品質を担保するため自主的にベテラン・建設シニア等の照査技術者（「自主的照査技術者」という。）を配置する場

合、総合評価で加点評価する業務の試行を継続する。

なお、総合評価落札方式の技術者評価で加点対象とし、各事務所 1 件以上（総合事務所においては治水・道路毎に 1 件以上）実施する。

（7）業務の品質確保・生産性向上等に関する説明会の開催

受発注者で意識の共有を図るため、年 1 回、受発注者が一堂に会する説明会を開催する。

（8）新技術の活用促進

工事の品質確保・向上を図るため、詳細設計段階から新技術活用することを設計条件（施工条件含む）として検討する。

（9）生産性向上技術活用表彰

建設現場・委託業務における生産性向上の優れた取組を表彰し、ICT や BIM/CIM 等の新技術の活用を推進していくため、原則、前年度に完成した北陸地方整備局発注の工事・委託業務の該当企業等に対して表彰し、総合評価において加算点の対象とする。

（10）海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度の評価

国内の技術者の今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業その他法人の技術者の実績を認定し、特に優秀な者について表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」を令和 2 年度より創設し、国土交通省として表彰を行ったことから、本制度による海外プロジェクトの認定・表彰実績を評価に活用する。

（11）国土交通省登録資格との組合せ評価の試行

国土交通省登録資格の活用を促すため、「国土交通省登録資格との組合せ評価について（試行）」（令和 7 年 4 月 8 日付事務連絡）により、組合せ加点の試行を継続する。

（12）若手技術者賞の受賞者への加点評価

次代担い手の確保・活躍に寄与するよう、優良技術者表彰の評価項目として、若手技術者賞の受賞者の加点評価を追加する。なお、評価対象は、過去 4 カ年度における若手技術者表彰の受賞者とし配点は優良技術者表彰の事務所長表彰と同等とするが、優良技術者表彰の評価項目は、これまでと同様に最も配点の高い表彰を評価し、重複評価はしないこととする。

（13）ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

ワーク・ライフ・バランス（担い手育成）等を推進する企業として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等を評価する取り組みを令和 7 年度下半期を目処に開始す

る。対象は、全ての建設コンサルタント業務等とする。

(14) 入札手続きにおけるヒアリングの実施について

原則、すべての土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業における、入札手続き時のヒアリングは、関係通知に基づき、適切に実施する。

なお、プロポーザル方式によるヒアリングは、技術提案者が1者である場合、ヒアリングは実施しないこととする。

また、ヒアリングの実施方法については、従前の対面によるヒアリングに加え、引き続き、WEBによるヒアリングも可とする。

5. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置については、関連通知に基づき、適切に実施する。

6. 参加者の有無を確認する公募手続きの試行

令和6年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（改正品確法）」第21条において、必要な技術、設備又は体制等からみて、受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる場合は、受注者となることが見込まれる者が存在することを明示したうえで公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができることが明記されたことを踏まえ、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務を対象に、「参加者の有無を確認する公募手続き」の試行を実施する。

なお、参加者の有無を確認する公募手続きの実施にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。